

第31回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成23年9月15日(木) 15:00 ~ 16:38

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出 席 者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、佐々木委員、
首藤委員、椿委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

小野内閣府経済総合研究所長、道上経済総合研究所総括政策研究官、総務省
統計局長、財務省大臣官房総合政策課情報管理係長、文部科学省生涯学習政
策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房
統計部統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合
政策局情報政策課長、環境省総合環境政策局環境計画課主査、日本銀行調査
統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

西川内閣府大臣官房総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉
山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、若林内閣府大臣官房統計委員会
担当室参事官、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、伊藤総務省政
策統括官(統計基準担当)、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事 (1) 平成22年度統計法施行状況に関する審議結果について
(2) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第31回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は、井伊委員、宇賀委員、津谷委員、山本委員が所用のため御欠席でございます。

また、佐々木委員、縣委員が遅れて御出席との連絡をいただいております。

本日の議題は「平成22年度統計法施行状況の審議結果につきまして」でございます。

前回、8月29日の基本計画部会までで、重要検討事項の審議は一とおり終了したというふうに考えております。

これを受けまして、これまで検討してきました内容を踏まえ、私と事務局で、審議結果

報告書の（案）を作成しました。

委員の皆様は、既に御提示しているとともに、事実関係等につきまして、各府省に確認していただいております。本日は、それを踏まえまして、皆様に改めて御提案し、御議論いただくというふうに考えております。

それでは、議事に入る前に、本日、用意されております資料について、御説明を簡単にお願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 今日、お手元の議事次第にありますように、資料1として22年度の法施行状況の報告。

資料2としまして、今日、御議論いただきます審議結果報告書がございます。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果について」でございます。

まず、結果報告書（案）に関わる審議に先立ちまして、前回の基本計画部会で総務省政策統括官から御報告いただきました震災の対応状況について、その後の更新状況について御報告をお願いいたします。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、資料の参考2、後ろの方でございますが、御覧いただきたいと思っております。

これは、前回御報告した震災対応状況、前回は8月19日現在の状況でしたが、9月9日現在に更新したものです。

これに従いまして、特別な措置の類型別の調査数が若干変更になっております。また、ここに掲げられております調査も8月時点で58調査だったのですが、今回60調査と2調査追加になってございます。

ちなみに追加になった2調査は、3ページの上から2つ目の社会生活基本調査です。これは本年10月の調査であり、3県の一部地域を除いて調査を実施するという方針が予定で実施するということになりました。

もう一つは、2枚めくっていただきまして、6ページの上から2つ目の商業統計調査です。こちらについては、集計につきまして被災地域の状況について特別集計して、8月24日に公表したというものです。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの報告も踏まえまして、本日、皆様に部会資料として配付させていただいております、報告書（案）の構成について、私の方から御説明申し上げます。

まず、この目次にもございますように、最初に1としまして、検討の経緯等を記載してございます。検討の経緯等に関しましては、統計委員会が統計法の規定に基づきまして、「平成22年度 統計法施行状況報告」を検討した経過を、その検討体制及び検討事項の設定、審議スケジュールについて記載しております。

次の2の項目で、重要検討事項の審議を記載してございます。ここでは、今年度新たな

課題への対応としまして、審議しました東日本大震災に係る統計データの提供等をまず記述し、そしてその後、昨年度の重要検討事項のフォローアップとしまして審議しました7つの課題、その後の措置状況と併せて8つの重要検討事項について施策の実施状況や、今後の留意事項など、基本計画部会において御議論いただいた検討結果を記載してございます。

また、最後に資料編としまして、「平成22年度統計法施行状況に関する審議の進め方」などの資料を添付してございます。

それでは、順次、事務局の方から説明をしていただきます。まず、最初に東日本大震災に係る統計データの提供等につきまして、御説明をお願いします。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 それでは、資料の3ページを御覧ください。

「2 重要検討事項の審議結果」「(1) 新たな課題への対応」「○ 東日本大震災に係る統計データの提供等」という項目でございます。

ここにつきまして、まず、第1パラグラフにつきましては、東日本大震災の概況について簡単に整理しているものです。

ここで、4行目から5行目にかけて、9月15日現在の死者数、それから行方不明数が空欄になっておりますが、これは、後ほど埋めて完成させたいと思っております。

続きまして、第2パラグラフにつきましては、公的統計の役割といったものを簡単にまとめていまして、それを、まず、置いてあります。

その後、3行目以下の「一方で」のところ、被災地の住民が厳しい環境に置かれているというところで、統計調査を実施する場合の留意事項です。当該調査の必要性、有用性等について、地元住民に対して十分に説明することが必要といったところを書いてございます。

以上、申し上げたような2つの段落のところ全体を踏まえて、それ以下、第3段落以降につきましては、統計関係の震災への対応の動向につきまして、時系列で整理して書いてあります。

まず、4月8日に東日本大震災後の統計調査の在り方につきまして、樋口委員長の談話が出たということを書きました。

その後の動きとしては、4月15日に委員長談話と同趣旨の通知を各府省に、総務省政策統括官から発出したといったことが書いてあります。

更にとということで、下の方になりますけれども、政府統計の総合窓口 **e-Stat** において、4月21日から東日本大震災関連情報のコーナーを設けまして、各府省等が東日本大震災の関連で講じた措置をインターネット経由でまとめて閲覧できるようにしているといった動きを整理してあります。

そういった動きがある中で、最後の段落ですけれども、今回の22年度の法施行状況報告におきましては、23年度に入ってからへの対応を含めまして、各府省の東日本大震災に係る統計データの提供等についての措置状況が報告されているということでございます。

注書きでは、**23**年度に入ってからへの対応を含めているところについて説明を加えています。

注書きの3行目当たりからですが、要すれば、**22**年度内の措置と、**23**年4月1日以降の措置が連続しているということをもって、**23**年度に入ってからのもも掲げてあるということでございます。

この措置内容は、当初、7月8日に報告いただいたときには、6月までの措置であったわけですが、先ほども御報告があったように、随時更新した情報が報告されているということでございます。

それから「ア 施策の施行状況」にまいります。大きく2つの事柄があります。i番目は「被災に係る情報提供等」ということで、この中身につきましては、次の4ページをまず御覧いただきまして、表の1として掲げてあるものです。

各府省が被災に係る情報を提供しているということで、一番上の欄にございますように、例えば総務省が津波による浸水範囲に関する基本単位区別の人口とか世帯数を、平成**22**年の国勢調査を基に提供しているというようなことが掲げてあります。こういった形で、被災に係る情報を各府省が提供しているという動きが1つあるということです。

もう一つの動きは、情報提供等の等に当たるものなのですけれども、4ページの中ほどですけれども「また」以下です。各府省等が調査対象地域から除外といったような特別の措置を講じたものの状況があります。

これは、先ほどの参考2で御覧いただいた中身そのものでして、総務省政策統括官の方から、主な**60**の統計について報告があるということでございます。

この資料におきましては、表の2として、総務省さんの方から報告があった**60**統計のうち、基幹統計調査につきまして、特に取り出して整理して掲げております。

総務省さんから報告があったものに、調査対象時期あるいは調査そのもの、調査対象や調査周期などを勘案して、その情報を付加した形で整理したものが、この表2でございます。

これは、申し訳ないのですが、今、まだ事実関係を確認中ですので、ペンディング状態ですが、これも完成させた上で、**22**日に最終的なものをお示ししたいと思っております。

これが、4ページから9ページまででございます。

9ページの一番下を御覧いただきまして、それで、ii番目として、また、1つの大きな措置の柱として統計調査の承認に係る手続に関する事柄です。

統計調査の承認手続は、専ら総務省政策統括官がやっているわけでございますが、そちらの方で、被災地の実情に配慮したきめ細かな対応が適時に可能となるようにということで、承認手続や届出手続に関して柔軟に対応するといったことをやっています。そのことについては、各府省、都道府県に対して通知しているということでございます。

次に、**10**ページに行きまして、以上がその措置状況ですが、では、これらについて、現状の評価と課題をどのようにするかといったところが、**10**ページから整理されています。

まず、1つ目の柱、iの「被災にかかる情報提供等」についてでございます。

ここの第1段落、第2段落につきましては、東日本大震災についての対応について、周辺事情的なところが書いてあります。

第1段落の3行目辺りにございますように、国、県及び市町村が、まず、事業所の被災の状況とか、住民の就業・不就業の状況等の把握に尽力しているといった状況があるということ掲げてあります。

それから、第2段落「また」以下のところにつきましては、復興の基本方針というものが、復興対策本部の方で7月に決定されたのですが、その中では、復興のために、施策を実施するわけですけれども、事業の立案段階から、それについて適切な評価を行うといったことが指摘されていまして、公的統計は、こういった事柄について、取組みの推進に資するということが考えられるというふうにまとめてあります。

このような中で、今、アで紹介した事柄をどういうふうに評価するかということですが、まず、被災に係る情報提供についてです。国の統計担当部局が、自らの保有する統計データを適宜加工するなどして、被災地における人口や事業所等に関する情報を公表することは、適切な対応として評価できると整理してございます。

「一方」以下は、特別な取扱いに関してです。例えば調査対象地域から除外するというような措置ですね。これにつきましては、被災者が日々の生活において非常に厳しい状況に置かれているということを勘案しますと、やむを得ないということで整理してございます。

しかしながら、基幹統計調査等の情報、結果は、被災地の復興のための施策の企画立案を進める上で重要なデータを提供するという一面がございますので、そういったことを勘案しますと、被調査者の理解を得ながら、除外した地域に関する補完的、補足的な調査や推計を行うなどの措置を行政記録情報や民間統計の活用を視野に入れて進めていく必要があるということです。ここが、この部分のポイントになります。

「また」以下を御覧いただきたいのですが、一番下の方です。特定の地域を一時的に調査対象地域から除外する等の措置を講じた統計調査のうちで、当該措置が全国集計値の時系列データに与える影響が大きいと考えられるもの、あるいは当該地域に関するデータが特に求められると考えられるものについては、そういった調査の特性を踏まえて対応する必要があるということで、全国集計値の時系列データに与える影響なども勘案した対応が必要であるという評価にしております。

それから、2つ目のiiの柱につきましては、承認手続の関係は、統計委員会の視点からは、主に基幹統計調査の承認手続が絡んできます。

原則は、総務大臣が承認されるに当たって、(事前に)統計委員会の意見を聞くという手続があるわけですが、これについては、従前から災害の発生に伴う場合については、例外的に処理をした後で、事後的に統計委員会が総務省から、その結果の報告を受けるというふうになっておりまして、このルールに従って、これまで総務省の方から処理結果につい

ての報告を受けてきているということが、ここに掲げてあります。

第2段落のところには評価が書いてありますが、これらの措置は、東日本大震災の発生後の状況下においては、やむを得ない対応ということで、今後とも同様の対応にする必要があるというふうに整理してございます。

最後、ウのところには、11ページでございすけれども「取り組むべき統計整備等の方向性」ということで整理させていただいております。

1つ目の柱の被災に係る情報提供等」につきましては、これは、4つほどのポイントが書いてあります。

まず、1点目のポイントは、1行目の後半ぐらいから書いてあるんですが、調査対象地域の一部を除外するなど、特別の取扱いをした場合、被災地の状況を踏まえて、可能な限り、補完的、補足的な調査や追記を行うなどの措置を講じる必要があるということです。これが1点目。

2点目が「また」以下です。特別の取扱いや、これらの措置に関する情報については、全国集計値の時系列データの分析等において、利用者の誤解を招かないよう、適切に公表・保存する必要があるということでございます。

3点目が「さらに」以下です。ここのところは、先ほど1点目で申し上げました、補完的、補足的な調査や推計の実施に際しまして、行政記録情報等を活用するという趣旨が書いてあります。要約すると、そういう中身になっています。

あと、なお書き以下が4点目ですけれども、ここは、加工統計を作成する場合のポイントでありまして、引き続き、推計精度を向上させるための工夫をするということが掲げてあります。

それから、2つ目の柱、iiの承認手続の関係でございす。こちらにつきましては、震災について、被災した地域がまだ復興の途上にあることを踏まえまして、震災に起因すると判断される基幹統計調査の一部変更、その後の復旧の状況につきましては、引き続き、政策統括官に対して、処理結果の報告を求めるという整理にしてございす。

震災関係の説明は、以上でございす。

○樋口委員長 ありがとうございます。それぞれの項目について検討してまいりたいと思います。まず、今、説明のございました、最初の項目、東日本大震災に係る統計データの提供等に関して、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

皆様の御意見も前回、メール等々でいただきましたので、少し強めに書かせていただきました。

特に御意見がないようですので、原案どおりで御了承いただいたものと考えてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、次のフォローアップの項目に入ります。

まず、①の国民経済計算の整備と一次統計等との連携について、お願いします。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 引き続き私から説明いたします。11 ページの(2)以下のところです。「① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」でございます。

まず、昨年出した統計整備等の方向性について簡単にポイントだけを御紹介します。

まず、i に書いてある事柄、ここは、新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表をつくるということです。22 年度内という限定も付いています。

それから、i の 4 行目でございますように、その工程表の中には、一次統計等に関する包括的な課題の提示を含むという中身です。

ii 番目でございますように、もう一つの大きな柱としましては、2 行目以下に書いてございますように、責任体制の明確なプロジェクトチームで対応するというところでございます。大きくこの 2 つでございます。

イに 22 年度に講じられた措置が整理してございまして、まず、工程表の策定につきましては、○の後半の方から書いてありますけれども、全部で、実は基本計画は 41 事項、非常に多岐にわたって掲げてあるのですが、これを相互に関連する一定のまとまりの課題群に分類して策定したということでございます。

12 ページを御覧いただきたいのですが、まず、ポツの 1 つ目でございますように、直接的に年次推計方法等の確立等に反映させる課題群は、A から E までの 5 項目に整理して掲げてあります。

ポツの 2 つ目でございますように、検討結果が間接的に関係するものについては、a から f の 6 項目に整理して掲げております。これらのそれぞれの課題群ごとに今後の中期的な計画、それを掲げたということで、具体的なものは、資料編の方になるのですけれども、55 ページから 57 ページの方に掲げてございます。

また、これは、一度御覧になっているものですので、後ほどまた御覧いただけたらと思います。

それが、まず、工程表のメインの柱です。

その中には、一次統計に関する包括的な課題を提示するというのが付いていますので、それがそれ以下のところに書いています。

○のところに書いてございますが、その下のポツの 1 つ目、GDP の精度向上に関する一次統計等の課題。

それから、国民経済計算全体の充実・精緻化に関する一次統計等の課題と、大きく 2 つの柱を立てまして、それぞれについての課題を包括的に提示しているという中身でございます。

以上が工程表の関係の中身です。

それから、2 つ目の柱の「責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応」につきましては、これは、国民経済計算を所管します内閣府の経済社会総合研究所の中の体制の整備ということで、13 ページに、その絵が描いてございます。ここに書いてございますように、先ほど御紹介しました A から E の課題群ごとにプログラムをつくり、その責任者も

明確にした上で検討を進めるということが明らかにされております。

併せて、左下の方に、課題連携会議というのがございます。各課題横断的な事項の調整等は、この場を使って実施するという事で、縦割りの弊害が生じないように工夫もしているということでもあります。

かような形で22年度内に措置をしているということがございます。

次に、13ページのウのところ、この施策に当たっての留意事項ということを整理してあります。

まず、工程表の関係につきまして、iでございますが、○のところ、まず、22年度措置についての評価を入れていまして、これは最後の行に書いてございますけれども、おおむね妥当なものとして評価できると、○の1つ目で評価しています。

それから、次の○で留意点を整理していまして、留意点、全部で4つに区分してありますけれども、最初のポツの3点につきましては、いずれも関係者と密接に連携してやるということが書かれてあります。

ポツの1つ目は、一次統計の関係。

ポツの2つ目は、R&Dの推計の関係。

ポツの3つ目は、加工統計間の調整の関係です。

14ページ、ポツの4つ目は、専門的な知見が組織内で共有されるようにということで、次々回基準改定までの完成を目指して、可能なものからマニュアルを整備していくということが指摘されています。

2つ目の柱のプロジェクトチームの関係につきましては、○の1つ目で同様に評価が書いてありまして、こちらもおおむね妥当なものという評価にしています。

○の2つ目におきましては、留意事項を整理していまして、ポツに書いてございますように、まずは、24年度以降においても体制の充実に努めるということが1点。

次に後半の部分からですけれども、組織的、継続的に専門的な知見を蓄積し活用できるようにするということが2点目。

3点目は、3行目からですけれども、相互に関係する課題群については、担当チーム間で密接に連携して対応するということがございます。

SNAの関係につきましては、以上です。

○樋口委員長 ただいまの説明にございました、国民経済計算の整備と一次統計等の連携について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。皆様にいただいた意見は、それでは、既にもう反映しているということで、原案どおりで御了承いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、②の項目「ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用」についてお願いします。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 こちらも私から説明いたします。14ページの中ほ

ど、ビジネスレジスターの関係でございます。

まず、アが①と同様に、去年の統計整備等の方向性、主なポイントが整理されていまして、私の方から主なポイントをかいつまんでお話しします。

3行目辺りにあります、各府省が保有する基盤的・共通的な統計データの収録といったところが1つ目のポイントです。

2つ目のポイントとしましては、下から2行目でございます、統計データの時系列的整備といったところです。

3点目は、それに引き続きで書いてございますけれども、各府省の統計データ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用と、大まかに言えば、この3つがポイントであると言えると思います。

これらについての対応状況が、イ以下に書いてありまして、これは、所管が総務省統計局さんなのですが、そちらの方で、ビジネスレジスターの整備方針なるものを、3月25日総務大臣決定の形で作成されまして、これを各府省に通知したという対応をされています。

その整備方針の概要が、以下、具体的に掲げてありまして、統計委員会から提示されました、統計整備等の方向性に関わるものにアンダーラインが引いてあるものでございます。

これについては、次の15ページに行ってくださいまして、整備方針を示しつつ、具体的なタイムスケジュールも掲げてあるということで、23年度、24年度にやることが、ここに書いてあるとおりに掲げてあります。

一応、24年度の後半ですね、25年1月からビジネスレジスターの正式運営を開始されるということで、それに向かって、今、順次作業を進めていただいているということでもあります。

これらの動向についての、ウ、評価と留意事項ですけれども、まず、評価については○の1つ目、積極的に対応しているものと評価できるという整理にしております。

それから、留意事項ですけれども、○の2つ目ですが、整備方針に掲げている事項が着実に実現するように、必要なリソースの確保、これがポイントですね、これに留意しながら整備を進めるということが望まれるというふうに整理してございます。

ビジネスレジスターの関係は、以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

県委員、どうぞ。

○県委員 この点で、対象範囲は、どういう形で始まって、どういう見通しでだんだん充実していくと考えたらよろしいのでしょうか。

○樋口委員長 事務局。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 これは、若干おさらいになるんですけれども、資料編の方に、ビジネスレジスターの関係の資料が出ておりまして。

○樋口委員長 資料（４）です。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 資料（４）ですね。

○樋口委員長 71 ページです。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 71 ページです。失礼しました。

ここで、格納するものについては、どういう統計調査とか、どういう行政記録等を入れるかということは、あらかじめターゲットを絞ってやっているようでございます。

それを順次関係する保有機関と調整しながら格納していくというように理解しています。

ただ、勿論、単純にデータを持ってきてそのまま入れればという形では必ずしもなくて、それは、データの内容が必ずしも同じ分類とかになっていないこともありますので、そこは調整をした上で活用していくというようなお話を聞いてございます。

いずれにしても、ここに掲げる統計調査結果あるいは行政記録といったものを活用して、それで、ビジネスレジスターを完成していくというようなイメージで御理解いただけたらと思います。

○樋口委員長 どうぞ。

○縣委員 その進捗のモニタリングとして、例えばこの委員会に、年度ごとにこういう感じになってきたというお話をいただけるという理解でよろしいでしょうか。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 これは、毎年度、法施行状況報告がなされますので、その中で確認いただくということになるかと思えます。

○樋口委員長 よろしいですか。どうぞ。

○廣松委員 補足ですが、今の御質問に対する答えはそれでいいと思うのですが、このビジネスレジスターの一番基本になっているのは、やはり経済センサスです。基礎調査は既に終わって公表されているわけですが、活動調査の方が 24 年の 2 月ですから、経理項目も含めた詳細なデータベース、そして、それに伴うビジネスレジスターの整備というのは、事実上、そこから始まるということになろうかと思えます。

したがって、当然、調査のスケジュールと同時に、それに合わせた形での整備と、その進捗状況に関して御報告いただくということになるのだろうと思えます。

○樋口委員長 来年の 2 月に調査するとき、既に行いましたコード調査をベースに考えるわけで、その間にちょっと大きな震災という変化があったので、これがどこまで修正というか、求められるかという点は、今後、検討していかなければならないというふうに思えます。

今、説明いただきましたように、必要なリソースの確保というのが、今回、留意事項として掲げたわけでありましたが、これは前回、昨年ですか、国民経済計算のところでも、やはり同じようなことを書きまして、多少進展があったということで、今回も期待して書いているということでもあります。かなりのリソースを必要とすることではないかというふうに思えますので、こういう留意事項を付かせていただいたということになります。

他、御質問、御意見ございますでしょうか。

もし、よろしければ、特段御意見がないようですので、原案どおり御了承いただいたということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、フォローアップの「③ ワーク・ライフ・バランスの状況を把握するための関連統計整備」について、お願いします。

○空閑内閣府統計委員会担当室調査官 続きまして、③、15 ページの下の方でございますが、ワーク・ライフ・バランスの状況を把握するための、関連統計整備につきまして御説明させていただきます。

アの統計整備等の方向性につきましては、昨年度御審議いただきまして、昨年度の報告書の中に記載されている内容でございます。

したがって、イとウにつきまして御説明をさせていただきます。

イでございますけれども、15 ページの下の方でございます。22 年度において講じられた措置等につきましては、7 月 22 日の基本計画部会における審議の内容を踏まえてまとめさせていただきました。

総務省と厚生労働省の方からの説明内容をとりまとめてございます。

冒頭部分では、2 つの省がそれぞれの研究会、そして検討会において緊密な情報交換を行って必要な措置を行ったということを記述してございます。

また、主な措置内容といたしまして、4 つの取組み内容を特記してございます。

1 つ目は、i の 1 つ目の○の方にまとめてございますけれども、総務省の雇用失業統計研究会において、就業構造基本調査への追加調査項目について検討をしたということでございます。

具体的には、説明の中にもございましたが、結婚の時期や家族の介護の状況に関する調査項目の新設について検討をしたという説明がございました。

2 つ目につきましては、下の 2 つ目の○でございますが、就業構造基本調査を活用した追加集計を実施したという説明がございました。

具体的に申し上げますと、夫婦の就業状況と出生動向との関係について、総務省が分析を実施し、公表したというようなことを書いてございます。

次のページでございますけれども、3 つ目につきましては、雇用動向調査と縦断調査において、就業と結婚との状況に関する調査を実施したということを記述してございます。

4 つ目でございます。ii の方にまとめてございますが、労働時間をとらえた統計をより有効に活用できるという目的で、社会生活基本調査に新たな調査項目を追加したという御説明がありました。

具体的には、個人の年間収入や健康状況などの調査項目を加えるとともに、意識調査項目として、希望する 1 週間の就業時間を把握する調査項目を追加したという説明がございました。

続きまして、その下のウの留意事項に関して説明をいたします。

この箇所につきましても、7月22日に先生方に御審議いただいた内容を踏まえて留意事項をまとめてございます。

まず、冒頭部分でございますが、やはり統計リソースは厳しい状況であるということが指摘されました。

また、基本的に、そういった面を踏まえて、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備の重要性というものが指摘されました。

また、特に留意すべき点として、企業や事業所をベースとした統計調査に関する統計整備について御指摘がございました。

具体的には、○の方にも書いてございますが、企業、事業所の雇用管理や労働者の就業継続等、総合的に把握するための統計整備の重要性というものが指摘されました。これらの御指摘事項を留意事項としてまとめてございます。

③のワーク・ライフ・バランスに関しては、以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明、ワーク・ライフ・バランスの状況を把握するための関連統計整備について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。特に御意見がないようですので、原案どおりで御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。では、③ワーク・ライフ・バランスの状況を把握するための関連統計整備については、原案どおりといたします。

次に④でございますが「非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備」について、お願いします。

○空閑内閣府統計委員会担当室調査官 続きまして、④の非正規雇用につきまして、御説明をさせていただきます。

アの部分につきましては、これも昨年度の審議結果報告書に記載されている内容でございますので、イトウについて御説明をさせていただきます。

イにつきましては、16ページの下の方でございますが、これも7月22日の皆様に御審議をいただいた内容を踏まえてとりまとめたものでございます。

基本的には、総務省と厚生労働省からの説明の内容をとりまとめてございます。

冒頭部分では、先ほどのワーク・ライフ・バランスと同じように、両省がそれぞれの研究会、検討会において情報交換を行い、必要な措置を実施したということを記述してございます。

また、主な措置内容として、2つの取組み内容の御説明がございました。

1つ目は、iにまとめてございますが、非正規雇用状況を把握するための関連統計の整備についてでございます。具体的には、○で列举してございますように、4点ございました。

1点目は、有期雇用契約者の詳細把握のための調査内容の変更を検討したという説明が

ございました。

具体的には、労働力調査の調査項目である常雇という項目を有期の契約ですとか、無期の契約に分けて調査を行うこと。

そして、就業構造基本調査において、有期雇用の契約期間と契約の更新回数を調査するということを検討しているという説明がございました。

2点目でございます。非正規雇用の雇用形態別の詳細を労働力調査でタイムリーに把握するということを検討するという説明がありました。

具体的には、パートですとか、派遣、契約社員等の雇用形態別の状況を毎月把握すると。また、御議論にもございましたように、不本意型を把握するために、四半期ごとに非正規雇用について理由という背景を調査するということを検討したという説明がございました。

3点目は、実労働時間のことでございます。実労働時間をより適切に把握するために、労働力調査における年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目追加について検討したということです。

4点目でございますが、雇用構造調査、これはローテーション調査なのでございますけれども、この中で就業形態別の労働者の状況は、毎年継続的に把握するための検討を行ったという説明もございました。

2つ目の大きな取組みの内容でございますが、これは ii の方にまとめてございます。労働者の自発的な離職・転職の詳細を把握するための取組みということでございます。

具体的には、2点ございまして、1点目は、雇用動向調査の入職者票において、直前の勤め先を辞めた理由ですとか、直前の勤め先との賃金比較について調査を実施したという説明がございました。

2点目は、パネル調査である 21 世紀成年者縦断調査において、1年前との就業状況との比較ができるような調査を実施したという御説明もございました。

続きまして、ウの留意事項について説明いたします。

この箇所につきましても、7月 22 日の御審議内容を踏まえて、留意事項をまとめてございます。

まず、冒頭部分に書いてございますように、やはりこれも非正規雇用につきましても、統計リソースが厳しい状況であるという認識が指摘されました。

また、基本的には、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備の重要性ということが指摘されております。

特に留意すべき事項として、4点ばかり主な御指摘がございました。i から iv までにまとめてございます。

1点目は、先ほど御説明いたしました、雇用構造調査の調査項目の見直しに関してでございますけれども、既存の雇用労働統計の調査項目との整合性に配慮することが必要であるという指摘がございました。

2点目でございますけれども、実労働時間の把握につきましても、現在、労働力調査等

で進められている調査項目の見直し等を着実に進めるということです。

3点目でございますが、同一企業内の就業形態転換の詳細についても、既存統計の中での捕捉の可能性について検討するというところでございます。

4点目でございますが、現在、検討中の従業上の地位の分類に関する統計基準についても引き続き検討を続けるということでございます。これらの御指摘事項を留意事項としてまとめてございます。

④の非正規に関しては、以上でございます。

○樋口委員長 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備について、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

昨年のレビューの中で出ました点を的確に進めているかどうかということで評価させていただきましたので、よろしいでしょうか。

特に御意見がなければ、原案のとおり御了承いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、次に⑤ですが、オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供についてお願いします。

○若林内閣府統計委員会担当室参事官 それでは、⑤のオーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供、この2つを称して二次的利用と呼んでおりますが、それと調査票情報の提供に関しまして御説明申し上げます。17ページの下段の方でございます。

まず、アの統計整備等の方向性でございますが、これは昨年度の指摘されている方向性そのものでございます。ただ、後段に関係いたしますので、簡単に御紹介いたしますと、i)が二次的利用に関しての方向性でございます。1つ目の○が二次的利用の対象となる統計調査の拡大及び匿名データ等で提供されているデータの期間の拡大の話がございます。

2つ目の○が二次的利用の利用目的の範囲についての検討について。

3つ目の○が、二次的利用可能な統計調査の周知及び、その情報管理についての利用者側の意識向上の話がございました。

ページをめくっていただきまして、18ページの一番上でございますが、もう一つは、その利用の手續につきまして、その改善の話がございました。

それから、ii)といたしまして、法第33条に基づく調査情報の利用に関しまして、ガイドラインに準拠した適切な運用と、それからオンサイト利用についての検討の際に、その手續の簡素化の検討を行ってほしいという議論がございました。それが、昨年度の指摘事項でございます。

それを受けまして、イの平成22年度において講じられた措置でございますが、まず、1つ目が実績でございます。オーダーメイド集計につきましては、平成22年度は、その提供は20調査。21年度が6調査でしたから、その分、順調に拡大しております。それから、提供件数も12件となっております。

匿名データに関しましては、提供されている調査は、4調査でございますが、提供件数

は、38件に増加しております。

平成22年12月に国民生活基礎調査に係る匿名データの作成に関しまして、諮問が行われておりまして、それが今年の4月に答申されておりますので、そのことにも触れてございます。

2つ目の○ですが、二次的利用の制度の周知に関しましては、年度計画の公表の他、関連学会への参加、あるいはニュースですとかパンフレット等の広報活動が行われております。

それから、利用者に対する説明なのですが、管理義務ですとか、罰則の適用につきまして、ガイドラインに明記したという説明がありました。

3つ目の○、利用手続に関する改善に関してですが、アンケートにも寄せられた意見を踏まえまして、調査票情報の利用期間の見直しですとか、オーダーメイド集計、匿名データを利用した研究成果等の公表方法の見直しにつきまして改善が図られたという説明がございました。

4つ目の○ですが、二次的利用の利用目的の範囲あるいはオンサイト利用における調査票情報の利用手続の簡素化につきましては、総務省の方で、今、研究会が設けられておりまして、その検討を開始したところであるという説明がございました。

それを受けまして、ウの施策の推進に当たっての留意事項でございますが、審議の場で大きく2つの指摘がございました。1つは、二次的利用のサービスの拡大に関するものでございます。

1つ目の○でございますが、二次的利用に関しましては、平成21年度から開始されたということもありまして、急速には言えませんが、利用実績が、今、伸びてきているというところかと思えます。

ただ、匿名データに関しましては、やはり提供している統計調査が少ないということで、審議の場では、比較的匿名データの作成が容易ではないかと考えられます世帯・個人を対象とした統計調査を中心とするなど、利用者のニーズを踏まえつつ、対象となる統計調査の拡大を図ってほしいという話がございました。

2つ目の○でございますが、二次的利用に関しましては、一定の要件を満たせば海外からの利用も可能となつてございます。それに関しまして、日本の統計が国際的にも活用させることが望ましいというお話がございました。

ただ、これに関しては、海外の研究者からの相談への対応あるいはデータの管理等におきまして、秘密保護措置の確認等をする必要性がありますので、そういった検討すべき課題に関しましては、現在、行われております二次的利用の利用目的の範囲についての検討と併せて解決方法を検討するということが書かれてございます。

2番目の二次的利用及び調査票情報の利用に係る課題の検討についてでございます。

二次的利用の利用目的の範囲等に関します諸課題につきましては、19ページの上の方に入りまして、総務省の研究会の方で検討が開始されたところでございますが、その研究会

で検討するに当たりまして、次のような2点に関して配慮してほしいという御議論がございました。

1つは、IT戦略本部等で、規制制度改革に関する専門調査会の報告書等が既に出されておりますけれども、その中でも政府統計データの活用を推進する方策の検討が指摘されてございます。それから、日本学術会議におきましても、やはり検討が進められているということもございましたので、これらの動きにも十分留意しながら研究会での検討を進めること。

それから、その研究会の検討のスケジュールにつきまして、その検討の結果が、今後の基本計画の見直しに反映できるように配慮してほしいという話がございました。そういったことをまとめてございます。

二次的利用等につきましては、以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○廣松委員 これは、事実関係ですが、18ページのイの最初の○、国民生活基礎調査に関する匿名データのところですが、これについては提供が開始されたということのようですので、9月22日という日付の報告書ということであれば、見込みであるというよりも、表現を少し変えた方がいいと思います。

○樋口委員長 このところにつきましても、いろいろ議論してまいりました。ここにありますイが、平成22年度において講じられた措置ということで、ここに書かれておりますように、国民生活基礎調査の匿名については、諮問が22年度中、そして、それに対する答申が23年4月、23年度ということ、非常に微妙なところで、どの時点で立ってこれを記述するかということがありまして、ここでは、23年度開始時点と、ですから、22年度末の時点で記述してはどうかというようなことが交わされました。

ちなみに、労働力調査の匿名データについては、これは23年度に入ってから諮問、答申だったということで、これについては、来年度のレビューの方に回すとなっているところであります。

それで、この表現が非常に難しいので、皆様がその方がいいということであれば、ここは直したいと思いますが、いかがでしょうか。

○廣松委員 あるいは注書きでも構わないと思いますが、既に開始されたわけですから、その情報を一般に伝えるような形を取っていただければと思います。

○樋口委員長 わかりました。そうしたら、括弧書きでもしますか。

○若林内閣府統計委員会担当室参事官 先ほど委員長から御説明がございましたとおり、この文章をどういうふうを書くかというので悩みまして、確かに9月に入ってから提供開始になったものですから、これを書き換えようかという話がございました。

ただ、これが22年度において講じられた措置という部分でしたので、その意味では、

見込みであると書いた方がいいのかなと思ひまして、このままの表現にしたというものでございます。それでは、括弧書きか何かで、何月何日に提供開始されたということを書きましようか。

○樋口委員長 では、そのような修文をさせていただきます。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 18 ページのウの i) の 2 番目の○ですけれども、二次的利用に関しては、一定の要件を満たせば、海外からも利用が可能という表現があるのですが、これは、正確には、こういうことができているのは、匿名データだけじゃないのでしょうか。つまり、33 条の 2 というのは、私が確認した範囲では、海外からの利用と言った場合に、海外にデータを持ち出せるのかと言ったら、だめだということで運用されているはずなのですね。

ですから、一定の要件を満たせば、海外からも利用が可能と言ったら、匿名データがそうだというのは、恐らくそうなのだと思いますけれども、二次的利用というと、匿名データは、確かにその一部ではありますが、そこに関してのみということですね。こういう書き方がいいのかどうかと、ちょっと思ったのですが。

○若林内閣府統計委員会担当室参事官 ここで言う二次的利用ですが、17 ページの表題のところを見ていただければわかりますとおり、オーダーメイド集計と匿名データのところだけを二次的利用としておりまして、33 条の 2 の調査票情報の提供の方は、二次的利用という言葉からは、この報告書の中では定義から外しております。それを分けて書くように一応しておりますので、ここでいうところの海外からの利用という意味で使っている二次的利用には、33 条の 2 は含まれていないということで、この報告書の書き方は、そのような書き方にさせていただきます。

なお、そのような言い方にしておりますのは、基本計画の書き方自体が、このオーダーメイド集計と匿名データを二次的利用というふうに定義してありましたので、それに合わせたものでございます。

○樋口委員長 どうぞ。

○安部委員 今に関連して 2 点なのですが、18 ページの一番上に法第 33 条に基づくという表現がありますが、これはこのセクションに含まれているわけですが、これは何についてなのかという問題が 1 つと、あと、もう一つ、より重要な問題として 33 条の 2 の利用に関しては、それでは、こちらの法施行状況に関しての中では、扱わないということですか。

○若林内閣府統計委員会担当室参事官 そうではありませんで、こちらのタイトルのとおり、二次的利用のところをオーダーメイド集計と匿名データの話にしておりまして、それと別に調査票情報の提供という言い方、つまり、33 条と匿名データとオーダーメイド集計の話に分けて書いております。ですので、i) で二次的利用、つまりオーダーメイド集計と匿名データについて書いてありまして、ii) で 33 条と書いておりましたのは、調査票情報の提供というものを、いわゆる 33 条の 2 の提供に関する説明ということで分けて書いて

ございます。

この報告書では、そういう分け方ですべて書かれておりますので、議論としては、オーダーメイド、匿名データ、それから 33 条全部合わせてはあるのですが、ただ単に二次的利用という用語の使い方として匿名データとオーダーメイドに限って使っていると、そういう使い分けをしているというものです。

○樋口委員長 多分、安部先生の理解と、事務局の理解は、同じだと、どう記述するかというところの違いかなと。

事務局の方は、これまでの扱いから二次的利用というのは、このオーダーメイド集計と匿名データの作成提供に限るという扱いをし、そして調査票情報の提供は、これは二次的利用には含まないというような扱いをしてきたのですが、もっとそこまで気を遣わなくても読めるようにという御指摘であれば、例えば先ほど御指摘のあったウの i の 2 つ目の○ですか「また、二次的利用に関しては」というところに更に注を付けるということもありますが、これは、ほかも全部そうなのですね。その上の方も二次的利用というのを、そういうふう限定した使い方をしていきますので、ちょっとここだけをするというのもおかしいかなという感じになるかと思えますね。

○安部委員 ちょっとそれに関連してなんですけれども、総務省統計局の方では、二次的利用と言いましたら、33 条の 2 を含んで日常的に、これは形式的にどうかという問題ではなく、33 条の 2 の利用をしようとする、データ二次利用担当というところにコンタクトを取るという意味ですが、ですから、二次利用と言われると、33 条の 2 を含んでいるというのが、日常の常識的な理解であると。

○深尾委員長代理 そこは、私も混乱して聞いたのですが、二次的利用という言葉と、二次利用という言葉は意味が違くと。二次的利用というのは、最初の 2 つのみを含むという理解のようです。

○安部委員 用語について複雑な事情があるということは、理解いたしました。ただ、もう少し重要な本質的問題として、では、33 条の 2 が海外からできないということの意味をどう考えるかということがあると思うのです。

特に、実際、我々研究者の世界では、海外の雑誌に論文を投稿するというようなことが、これは特に若手研究者にとっては非常に重要な活動になってきておまして、この場合に、元のデータを使ったリプリケーションができないといけないという、そういう条件を課す雑誌というのは、非常に多くなってきているという実情がございます。勿論、リプリケーションは、この場合はできないので、除外と言いますか、英語で言うと、エグゼンプションですけれども、それを求めますというようなことはできるのですけれども、ただ、それが、実際、論文の採択にどのように影響するのかわかりません。つまりそのエグゼンプションを求めていることが、論文の採択にどういう影響があるのか、全くないのかと言われれば、わかりません、本当に全くないのかということになると、そういう統計というのは見たことがないのですが、ただ、一般論としまして、やはりそういうことが日

本の研究の活性化、充実につながっていくかと言われれば、どちらかというところ、むしろ問題になるケースの方が多いのかなということがあります。ですので、33条の2は、海外はだめと、これを、今後の学術研究の推進充実というような視点からどう考えるかというのは、是非考えていただきたい視点です。

○樋口委員長 どうぞ。

○深尾委員長代理 私も重要な問題だと思うのですが、例えば国際的な学会で、コンパレーティブ・アナリシス・オブ・エンタープライズ・データという、政府のマイクロデータを使っている研究者の集まりの会議があって、そこでもこういう問題を議論したことがあるんですが、やはり国によってかなり違って、例えば御承知のように、アメリカの場合も、非居住者に対しては、恐らく利用は認めていないと思います。

その意味で、やはり秘匿上、難しい問題があるので、私は慎重に考えるべきだと思います。

○樋口委員長 どうぞ。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 海外では、マイクロデータといったときは、匿名データと調査票そのもの、両方入ります。また、匿名データにつきましては、パブリックユースファイルのような形で、ある程度自由に使えるようなものがあります。

しかし、調査票そのものについて、我々は、今、調べていますが、非常に少ないというところ、我々の調べる限りではありません。例えばアメリカでは、調査票情報そのものを使わせるときには、センサス局の1室にオンサイトがあって、そこに研究者が出向いて、一時的にセンサス局の職員になる宣誓をしておき、日本よりも非常に厳しい使い方をしていきます。それが国際的な相場観だと思いますので、匿名データと調査票そのものは分けて考えて、調査票については厳しく運用するというところが、国際的な相場観ということが事実であります。

○樋口委員長 どうぞ。

○安部委員 そういう事情があることは、私もある程度は承知しているつもりですが、ただ、例えば地域コードなどの扱いに関して、日本の匿名データというのは、かなりガードが固いといいますか、都道府県のコード、ここで議論された匿名データの作成なんかでもそうですけれども、地域情報はたいてい秘匿の方向でやっているわけですね。そういうところが、逆に言いますと、33条の2による利用を増やしているという側面があると、大幅にかどうかわかりませんが、ある程度増やしているという側面があると思います。

例えば所得関係のデータでありましても、かなり匿名データの方で秘匿の度合いを強くした結果、例えば貧困率のような研究をしようと思っても、これは、元の調査票を見ないと、なかなか計算ができないというような結果になっている部分があると思うんですね。

ですから、そうなりますと、実際に研究をする人は、やはり33条の2でやりたいというふうになる場合が多いと。しかし、それでそういうふうになる国際的なところになると、また、そういう壁があると。それで、慎重にというのは、そのとおりだと思います。

ますけれども、逆に実際問題として、そういうことに直面する利用者がいるという現実も一応留意していただきたいということです。

以上です。

○樋口委員長 わかりました。すぐにここで結論を出すことはできないと思いますので、そういう御指摘があったということをノートしようということにします。

それで、総務省が、今、行っています統計データの二次的利用促進に関する研究会では、この二次的利用に今の 33 条の調査票情報の提供というのは、これは入ってくることでか。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 オンサイト利用という意味で、検討課題には入っておりますが、まずは、二次的利用の方、匿名データの方について検討している状況です。

○樋口委員長 そうですか。そこで検討してもらおうというのも、今のオンサイトに限るのかどうかわかりませんが、何らかの方針なりが示させるということによろしいんですかね。

○廣松委員 私が答えるべきかどうか、とりあえずは、今、この研究会の座長を務めておりますので、今、統括官室の方から説明がありましたとおり、検討事項の中には含まれております。ただ、それがやはり当然国際的な動き等も含めて考えなければいけないことですので、今すぐ何か出る、返答できる状況ではないというふうに御理解いただけるかと思えます。

○樋口委員長 どうぞ。

○深尾委員長代理 それに関連してですけれども、恐らく今の基本計画には、そのオンサイトの利用については明記されていないと思うんですが、次の基本計画を考えるときには、恐らく大事なテーマになってくると思えますので、できましたら、次の基本計画を考えるときまでに、何か一定の、この委員会での研究会での結論というか、方向性みたいのを出していただけると非常にいいのではないかと思います。

○廣松委員 そのスケジュールを含めて、十分この研究会で検討する予定です。

○樋口委員長 では、その方向性を待って、私どもも議論していくということにしたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 他ございますか。なければ、これは、意見というか御質問だったと思えますが、原案どおりで御了承いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、この⑤番目のオーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）及び調査票情報の提供については、原案どおりというふうにしたいと思います。

では「⑥ 統計職員等の人材の育成・確保」についてお願いします。

○若林内閣府統計委員会担当室参事官 ⑥の「統計職員等の人材の育成・確保」について御説明申し上げます。19 ページの真ん中辺りでございます。

まず、アの「統計整備等の方向性」でございますが、こちらに関しましては、昨年度の方方向性のそのままございまして、中身を簡単に御説明申し上げますと、中核的職員の育成に当たって、以下のような方策も含めて検討を進める必要があるということで、4つほど挙げてございますが、中身は政府全体として、統計職員の専門性向上に取り組むことですとか、分析能力の向上、それから統計分析の能力獲得を行うための仕組みですとか、研修内容の充実、それから研究会、研究集会での相互の交流の促進とか、そういった内容が指摘されてございました。

それで、イの平成 22 年度において講じられた措置でございますが、1つ、中核的職員の育成・確保に当たりましては、各種の研修あるいは統計の利用部局と作成部局間の人事異動あるいは他府省との人事交流というのが行われてございます。

これに加えまして、平成 22 年度は、人事評価制度におきまして、統計の専門性の向上に関連します事項を目標に設定するという措置が行われました。

それから、一部の府省ではございますけれども、統計研修や人材の育成方策等に関する諸外国の事例調査等が行われてございます。

それから、総務省の統計研修所におきましても、その研修内容の充実というものが図られたという説明がございました。

20 ページでございますが、2つ目の○、国際社会において貢献できる人材の育成・確保につきましてですが、こちらにつきましては、国際統計研修への派遣あるいは国際会議への出席、国際機関等への専門家の派遣等が行われてございます。

3つ目の○ですが、学会等との連携ということに関しましては、検討会や研究会につきましては、外部有識者の意見を伺うということ。それから、それらの内容に関しましては、インターネット等で公開されているというお話と、あと、大学等からの講師招聘や、職員の講師派遣等が行われているという説明がございました。

それで、ウの施策の推進に当たっての留意事項でございますが、大きく3点御議論があったかと思えます。

1つ目の専門性の高い人材の育成・確保に向けた研究でございますけれども、統計職員の育成に関しましては、先ほども言いましたように、研修等、あと人事評価制度の活用ということが図られている話でしたけれども、専門性の高い人材育成・確保にするための研究というのは、各府省が平成 22 年度から着手したばかりというところございまして、諸外国の状況を少し調べてみたという状況だったかと思えます。

それに関しまして、研究成果が各府省におけます具体的な人材育成方策等に結び付くように研究を推進してほしいというお話がございましたので、このようにまとめてございます。

2番目の国際社会において貢献できる人材の育成、戦略的な国際対応力の向上ということに関しましてですが、こちらも府省を超えた全体としての国際対応状況の把握というのが、非常に重要というお話がございまして、その国際的な課題につきましては、総務省の

説明で、平成 21 年度から関係府省等の連絡会議を通じて、情報共有、情報交換を行っているというお話がございました。

それに関しまして、更に一層積極的に国際動向を把握した上で、各府省が専門的かつ重要な統計について、個々の分野に対応していくような取組みが必要であるというふうにしております。

3 番目の学会等との連携強化でございますけれども、統計の中核を担う人材の育成を図る観点で、大学等から講師招聘あるいは職員の大学等への講師派遣というのが行われているところではございますけれども、高度な専門能力の獲得のために、やはり内部の研修のみでは十分ではないのではないかというお話がございまして、各府省におきまして、統計研修所の研修の積極的な活用を図るとともに、留学制度等の活用、それから研修内容への大学及び大学院の講義等の活用等についても検討することが望まれるというふうにしてございます。

人材育成に関しましては、以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

特段ないようでしたら、原案どおり御了承いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、最後⑦の「行政記録情報等の活用」について、お願いします。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 20 ページの「⑦ 行政記録情報等の活用」を御覧ください。

これは、これまで御説明した 6 事項とは異なりまして、アの経緯等にご覧のように、2 行目以下ですが、統計委員会において、更に調査研究を進めるという形で整理されている課題です。特に統計整備の方向性等が示された課題とは異なる扱いになっております。

3 行目に書いてございますように、各省におけるこれまでの取組み状況と今後の検討課題等について整理するというところで掲げてあります。

イの「基本計画における取組の方向性と実績」というところを御覧ください。21 ページの方に行きますが、まず、そもそものところを整理しているのですが、○の 1 つ目にご覧のように、行政記録情報等の活用の目的なわけですが、法律 29 条の規定等を踏まえますと、基本的には、正確かつ効率的な統計の作成や、統計調査における被調査者の負担の軽減に資するということであると考えられるということでございます。

○の 2 つ目としましては、行政記録情報等の活用の類型ですが、大きく 3 つに分類されます。統計そのものを作成してしまう、業務統計の作成が 1 つ、2 つ目が母集団情報、3 つ目が統計調査の調査事項の代替あるいは精度の検証等ということでございます。

○の 3 つ目、これらのうち、最初の業務統計の作成につきましては、行政記録情報を保

有している機関が所掌事務の実施に必要なデータを得るために、適宜実施しているということをごさいますて、その実績を表3に整理させていただいております。

把握できる範囲で整理しますと、約**100**ぐらいあるということをごさいます。

次に○の4つ目にいきますが、基本計画において指摘させている取組み、別表の内容を整理していきますと、この業務統計に関するものは、ほとんどありませんで、2つ目、3つ目、母集団情報及び統計調査の調査事項の代替あるいは精度の検証等に関するものをごさいます。

それぞれの指摘の事項を更に分類していきますと、整備しようとしている母集団の名簿とか、対象となる統計調査等を特定しまして、その活用を求めているもの、個別指摘事項ですね。それと、調査の企画とか立案等に際しまして、行政記録情報等の活用可能性に関する検討を求めているものの2つに区分できます。

そういった事柄がある一方で「また」以下ですけれども、下から2つ目の○です。行政記録情報を直接活用するという以外に、それが難しい場合には、保有機関が特別集計、基本計画別表ではオーダーメイド集計という言葉を使っておりますが、特別集計をして提供する方式の活用、これが3つ目の類型になりますね。

最後に、これらを全部ひっくるめまして、行政記録情報等の活用を円滑に推進するための環境整備といった事柄が基本計画では指摘されています。以上のとおり、大きく4つの事柄が掲げているということです。

これらの取組みの実績が、以下、整備されています。i 番目が個別指摘事項の推進状況です。

以下は、平成**21**年度と**22**年度の実績を総務省の報告から転記する形で掲げてあります。一部要約はしておりますが、基本的には、事実関係だけを整理しています。

22 ページに行きまして、活用する行政記録情報等が具体的に特定されているものにつきましては、全部で**16** 事項ありまして、これは別表1ということで、**26** ページ以下に掲げさせていただきました。これは、別表を単に載せただけのものです。

それから、具体的に特定されていないものにつきましては、**10** 事項あるのですが、これは別表2ということで、**31** ページ以降に掲げてあります。それが事実関係ですね。

ii 番目、行政記録情報等の活用の推進ということで、調査の企画・立案時などにおける対応、それから、総務大臣による統計調査の承認時あるいは統計委員会による基幹統計調査の審議時の確認といった事柄がここに掲げてあります。

iii でございます。特別集計で活用しようとするものにつきましては、これは、具体的には、経済センサス活動調査の個票の審査の基準値に税務データの特別集計を活用するといったことが具体的な動きとしてございます。

4つ目の環境整備の関係につきましては、これは、総務省さんの方で主催している「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」、ここで取り扱っていて、今、この課題についての検討が進められているという状況でございます。

23 ページに、今後の検討課題というものを整理させていただきました。

まず、i 番目の柱「個別指摘事項の推進」についてでございます。

第1パラグラフは、基本認識として、行政記録情報等の活用は、2行目でございますように、基本的には推進すべきものということです。

ただ、4行目の後ろの方に書いてございますように、さはさりながら、活用に当たっては、そのための事務やコストが発生するという点には、十分留意する必要があるということでございます。

第2段落にまいりまして、ここは、まず、どういうふうに進めていくかという具体的な考え方を掲げてありまして、成功事例として、1つは、ビジネスレジスターが挙げられると思います。

ここでは、商業・法人登記情報を使っているということですね。それは、商業・法人登記情報の実態を見ますと、全面的に電子化されていると、あるいは一般の閲覧に供されているということで、このような情報については、比較的容易に活用することができると考えられるということです。

ただ、行政記録情報の活用の候補に挙がっている中には、法律で利用目的が制限されているもの、あるいは電子化がまだ終わっていないといったものがありまして、そのような情報につきましては、これからどうするかといったことについて、保有機関と密接に連携して、円滑な活用の可能性について検討を行う必要があるということで整理してございます。

あと、最後の第3段落の「また」以下ですが、これは、7月22日の議論も踏まえて整理させていただいているものですが、行政記録情報等の中には、地方公共団体が保有しているものがございます。そういった情報につきましては、情報の記録の様式とか方式が異なることがありまして、活用することが非常に難しいという事例も見られます。

このような事例につきましては、そのままでは、なかなか先に進みませんので、その行政記録情報等を活用することによるメリットですね。これを保有機関である地方公共団体に十分説明しながら、何か打開策はないか、それについて円滑に活用するための方策について検討を行う必要があるということで整理させていただきました。

次に ii 番目の活用の推進の関係ですね。これは、第2パラグラフの方に結論が書いてあります。基本的に統計調査を企画・立案するに当たりまして、活用できる行政記録情報を、その有無とか活用の効果に関して調査・検討をすることでしている現行の仕組みですね、これは合理的で効果的な手法と考えられますので、引き続き推進することが適切ということで整理してございます。

iii 番目でございます。特別集計の活用ですね。これも、2行目以下に書いてありますけれども、被調査者が特定されるリスクを回避しながら既存のデータ資源を有効に活用しようとするものでありますので、妥当な対応ということで、引き続き活用が可能な分野等について検討を進めることが必要と整理してございます。

最後、iv 番目の環境整備の関係につきまして、行政記録情報の活用については、国民感情や企業の情報管理に対する意識へのきめ細かい配慮が必要でございますので、この点について政府部内において、引き続き具体的事例に即しつつ、検討を進めることが必要であるということで整理させていただきました。

以下、25 ページは、参考ということで、ビジネスレジスターにおける行政記録情報等の活用ということで、ビジネスレジスターの資料は、先ほど資料編でも御覧いただいたのですが、それに掲げてある事柄を基に、行政記録情報等の活用という観点から整理させていただいたものでございます。

私からの説明は、以上です。

○樋口委員長 ただいま説明がありましたように、この行政記録情報等の活用につきましては、統計委員会で更に調査・研究を進めるものとされておりまして、ほかの項目とは若干違った扱いになるかと思えます。

そのために、留意事項というよりも、今後の検討課題という形で、この項目、23 ページのウという形で、これを記しております。この点も含めまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

縣委員、どうぞ。

○縣委員 抽象的な議論で恐縮ですが、今、委員長が、行政記録情報の利用は、本委員会で議論すべきだとおっしゃられたので、ちょっと教えていただきたいのですが、行政記録情報を活用する際の範囲を拡大するなり、特定するなりということと、その行政記録情報をもともと電子化していくということの動きは、どういうふうにとらえていくわけでしょうか。一般的に言うと、電子化すればするほど、行政記録の利用の可能性が増えるわけですが、だからといって利用していいかどうか分からない。

この場合に、一方で、全く行政記録情報の利用と別に電子化というものがどこかで進展していると考えなのか、あるいは行政記録情報の活用をするから、電子化を進めるんだという理念を統計委員会として何か推進していくようなことを取るのかということが、私は非常に気になっているのですが、どのように考えたらよろしいですか。

○樋口委員長 これは、私の私見で申し上げれば、電子化そのものというのは、確かに行政記録を統計として活用していく上では、ある意味では、必要条件ということだろうと思えます。

しかし、だから電子化しろというのは、やはり予算の関係もあり、各府省が行っていることもあり、これが理由で、1つの理由であることは間違いないわけですが、これだけをもって電子化しろというようなことは言いづらいことかなと思っております。附帯的にこの電子化が総じて遅れているというのは、これは私の個人的な認識でありまして、恐らく予算との関係で、全体的に各府省もやりたいなと思いつつも予算制約でできないというようなところもあり、その進めたいというふうに思っているところをサポートしていくということは言えるのかなと思っております。

それで、統計に使うために電子化しろというのは、ちょっと言いづらいというところがあるかと思います。

○縣委員 電子化そのものを、例えば総務省の行政管理局が、その最適化というところで、ある程度進めてきている部分があるわけですが、それに何か働きかけるとか、協力をするとか、こうした考え方はどうなのでしょう。統計の問題であるので、統計委員会としては1つ独立した形で議論だけをするということなのか、あるいは政府全体としての立場をどこかで、トップダウンは難しいでしょうから、ポンプアップ的に何かつくとか、こうした考えは現実的なのかということ伺いたいのですが。

○樋口委員長 これは、私の私見で言うべきことではないかと思います。政府全体として、あるいは総務省のところでも、先ほど書いてありました規制緩和に伴ってというか、コンピュータか電子化を通じてそういったものについてももっと活用しろというような見解も出されておりますし、そういった全体を集めてというようなことになってくるのではないかと思います。

ただ、皆さんの御意見として、それを進めるべきだということがあれば、それについては総意で決めていただければ、どういう手段があるのかわかりませんが、そちらに提言をするというようなことになってくるのではないかと思います。

どうぞ。

○廣松委員 その点は、今、縣委員の方から御提案があったように、統計委員会として言うことが必要だと思います。

同時に、やはり各部会で個別の統計調査の審議を行っているときに、この問題にいつもぶつかります。統計調査をより効率化し精度を上げるために、せつかく行政記録があるんだったらそれを使ったら、報告者の負担も軽減されるであろうし、統計調査としての効率化も進むだろうと思います。

ところが、残念ながら、保有部局は、当然いろんな制約があって、すぐにはできないと主張される。そういう状況がずっと今まで続いている。いろんな調査の審議の段階で、その問題が出てきます。したがって、やはり統計委員会としても、それぞれの調査の効率化という観点から保有部局に対してあるいは各府省に対して行政記録の電子化を進めてくださいということ、やはり繰り返し、繰り返し言っていくということが必要ではないかと思えます。

○樋口委員長 椿委員。

○椿委員 これは、もっと私より詳しい方がいらっしゃると思うんですけども、昨年来、井伊委員と私が厚労省さんのレセプトのことをずっと話して、実際、この9月から厚労省は、いわゆるナショナルデータベースの研究者に対する試行利用という形で、いろんなプライベートを開始されて、いわゆる統計の、こちらからいうと、目的外申請にかなり近い話ですけども、30件ほどの研究者からの提案があったというふうに伺っているところです。

勿論、まだ、このデータベース自身が試行利用で、これからまだ構築していくということがあるのかもしれないですが、逆に、従前の基本計画部会のワーキンググループ等でもヒアリングした対象でもあり、多分、統計のようなものに利用するという形の試行利用とか研究というようなものも何らかの形で組織できるのではないかというふうな印象を持っているところです。

これは、今年度の振り返りということで、来年度以降、そういうようなものもあってもいいのかなと思っていますところです。

○樋口委員長 他どうでしょう。統計に関するリソースについては、いろいろ今回も書かせていただいて、リソースというのは、念頭に置いているのは、やはり人の問題ということで置いているわけですが、ある意味では、コンピタライゼーションというのも、その資本のリソースというようなことで、もっと有効に使えるようなことに、これを投じていくべきだというような意見は出せると思いますが、今回、まだそこまで議論しておりませんので、今回の中で、そういう方向性を打ち出すかどうかというのは、御議論していただいた方がいいと思います。

それでは、これも本日の議事録に残すという形での、次回以降、検討を重ねていくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。その他、ただいまの行政記録情報等の活用についてでございますでしょうか。

どうぞ。

○廣松委員 今更遅いかもしれませんが、21 ページのところで、行政記録情報等の活用の類型として3類型挙がっています。そのうち、母集団として使われている場合、それと調査事項の代替とか精度の検証に使われている場合、それらについては書かれていますが、1番目の統計の作成に関しては表3だけなのですが、この表3の、合わせると9つですか、具体名は、もう把握されているのですか。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 当然ながら、元ネタは個別に名前が入っておりますので、それは把握してございます。

○廣松委員 というのは、もし、行政記録情報の統計的な利活用として、具体的な統計名が挙がっていれば、具体的なイメージがつかめるというか、こういう有用性があるということを中心とするための補強材料として使えるのではないかと思ったものですから。ちょっと量が多くなり過ぎかもしれませんが、統計の具体名を入れていただくこともちょっと御検討いただければと思うのですが。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 ここは、私どもが調べたものではないので、データ源を所管している者と相談して決めさせていただきたいと思います。

○廣松委員 当然、例えば警察庁など、犯罪統計とか、大体イメージがわかるのはあるんですけれども、そういうものが実際に使われているという例としても、具体名がある方が

わかりやすいかなと思いました。

○樋口委員長 そうしましたら、これは、むしろまとめた統括官室ですか。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 統括官室さんと、まずは御相談させていただくということになると思います。

○樋口委員長 統括官室は、よろしいでしょうか。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 担当室とよく相談したいと思います。

○樋口委員長 ただ、次回、もう基本計画部会はないので。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 これは、要するに資料の扱いそのものになりますので、データそのものは、もう多分でき合いのリストがあるだけのお話ですから、それを資料編として入れる、入れないの御判断かと思います。編集したり加工するという類ではなく、事実を入れる、入れないのお話だと思いますので、それは対応可能だと思います。時間は余りありませんが。

○樋口委員長 今日確定しないと、基本計画部会としてそれを入れるというふうに確定してよろしいかどうかということですね。

○廣松委員 それは、本文の扱いにするのかかどうか、後ろにある資料編というのは、やはり同じ報告書の一部なのかどうか、その辺の判断もあるかと思いますがけれども。

○樋口委員長 私どもの解釈では、資料編まで含めて報告であると、先ほどのこのところにそれは書かれていたかと思います。冒頭の目次のところで資料編というのが書いてありますので、ここで目次で取り上げているという以上は、これまで全部報告であるということになるかと思います。

○廣松委員 、最後にちょっとよけいなことを言ったものですから責任があるかもしれませんが、その辺は、データソースをお持ちのところと、それから担当室の方で御相談いただいて、決めていただければ、私は特にこだわりません。

○樋口委員長 わかりました。困るといところがございましたら、そこだけ線を引くとか、ほかは出すという形で扱うというのも1つの方法かもしれません。

どうぞ。

○安部委員 今の表3に出ているのは、これは統計と書かれていますけれども、できたものは、例えば厚生労働省16件あるとありますけれども、16件すべて報告書があると理解してよろしいのですか。

○杉山内閣府統計委員会担当室参事官 基本的には、行政記録あるいは業務統計というのが、行政機関が自らその業務のために使うという名目で、一般に提供するというものでは、多分ないと思うのです。そこは、取扱いは多分まちまちだと思います。

○安部委員 聞いた理由は、厚生労働省は、私はわかりやすいから聞いたのですけれども、例えば雇用保険事業年報ですとか、社会保険庁事業年報・老人医療事業年報と昔は言っていたものとか、これらが全部行政記録だと理解しているのですね。それで、これらについては何の問題もなく一般の人が閲覧できます。そうだとすると、何か困る事情というのは、

私の知る範囲ではちょっとわかりにくいのです。それらがここの 16 件に対応するのかわかりませんが、統計というのは、どういう意味合いで統計の作成と言っているのかなと思ったものですから。

○樋口委員長 多分、行政記録を使って統計を作成するといったとき、何段階かのことがあるのかなと。例えば、今の例のような集計された保険情報を使ってある統計に加工するというようなこともあれば、マイクロレベルのだれが雇用保険に入っているのか、それをやっているかどうかは知りませんよ、わかりませんが、マイクロレベルでの、個票レベルでのリンケージを使って、それで統計を作成するというようなことも多々あり、例えば今まで議論してきた中でも、そういったことがあったかと思しますので、それは、多分、ここに出てきているのは、総じての話かなと思しますので、もしかしたら、中にはマイクロレベルでは出たくないというのがあるかもしれません。

それでは、これは、どういう扱いにするかは、担当部局と相談しながら、次回の本委員会の方で提案を、こういう形でという形でお示しするということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 それでは、ほかの点につきましては、この行政記録情報等の活用については、原案どおりというふうにさせていただきたいと思えます。表 3 の参考という形で載せるかどうかということについては、これはペンディングということにさせていただきたいと思えます。

以上で、フォローアップの 7 つの項目についても御確認いただきました。最終的に、この原案との変更点を確認したいと思います。

18 ページのところがございます、これはオーダーメード集計、匿名データのところで、平成 22 年度において講じられるというふうになっております、18 ページの最初の○、ここにおきまして、先ほどのような御提案から、この○の最後のところに開始される見込みである、括弧、23 年 9 月より本調査は提供が開始されているという旨を挿入するというようにしたいと思います。

もう一点は、先ほどの 21 ページの表 3 について、これについては、現データといえますか、参考という形であるいは資料という形で入れるかどうかということについてはペンディングにさせていただきたいというふうに思えます。

ほかの点につきましては、原案どおり御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 どうもありがとうございました。では、そのように使わせていただきます。

それでは、本日をもって、この 22 年度の報告書に関する基本計画部会は一応閉じさせていただくということになりますが、今後の日程について、事務局から連絡がございましたら、お願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 今、合意いただきましたように、22 日は基本計画部会を

開かないで、統計委員会をそのまま3時から開かせていただきたいと思いますので、また、詳細については、御連絡させていただきたいと思います。

○樋口委員長 ただいま御説明ありましたように、本来、**22**日の**15**時から基本計画部会を開催しということでしたが、繰り上げて**22**日の**15**時から本委員会の方を開催するというふうにさせていただきたいと思っています。

それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了します。どうもありがとうございました。